

# 日田市耐震改修促進計画

令和7年3月（改定版）

大分県日田市



# 目 次

	ページ
計画策定の目的等	
（１） 耐震化の必要性	1
（２） 計画の目的等	1
（３） 計画の期間	1
（４） 本計画の対象とする建築物	2
第1章 日田市における地震の危険性	
（１） 過去に受けた地震被害	3
（２） 影響が想定される地震	4
（３） 地震による震度予測	5
（４） 想定される被害の状況	6
第2章 住宅・建築物の耐震化の目標	
（１） 耐震化の現状と目標	8
第3章 建築物の耐震化を促進するための総合的な取り組み	
（１） 耐震化の促進に係る基本的な考え方	12
（２） 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み	13
（３） 耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み	14
（４） 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	15
（５） 耐震化に向けての今後の具体的な取り組み	18
（６） その他の安全対策に関する取り組み	19
第4章 耐震化を促進するための指導や命令等	
（１） 耐震改修促進法による指導等の実施	21
（２） 建築基準法による勧告又は命令等の実施	21
第5章 その他耐震化の促進に必要な事項	
（１） 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	23
（２） その他、耐震化を促進するための事項	24
第6章 旧耐震基準建築物のリスク	
（１） 建築物の耐震基準	25
（２） 住宅の耐震をしていない場合のリスク	25
（３） 耐震改修工事の効果	26

## 計画策定の目的等

### (1) 耐震化の必要性

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの方の尊い命が奪われました。この地震による直接的な死者数の約9割の方は住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。また、倒壊した建築物による道路の閉塞や火災の発生等により、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大を招く大きな原因となりました。この震災を契機に「耐震改修促進法」※が制定されています。
- その後においても、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震などの大地震が頻発しており、熊本地震においては日田市でも震度5強の揺れに襲われました。このように、我が国において、大地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。このようなことから、大地震による被害を減少させるためには、特に、耐震性が不十分な住宅・建築物について耐震性の向上を図ることが重要な課題となっており、令和3年12月21日改正された「国の基本方針」※では、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。
- 平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震、平成19年6月に発生した別府地方の地震、そして、平成28年4月に発生した熊本地震など“活断層”による地震が日田市に影響を及ぼす可能性は高いと予測されており、県の地震被害想定調査においても、市の東側に位置する「万年山一崩平山断層帯」を震源とした場合、**市内で震度6強が発生する**と予測されていることから、本市における地震防災対策は“**緊急かつ最優先に取り組むべき課題**”として位置づけています。

※ 耐震改修促進法・・・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）

※ 国の基本方針・・・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和3年12月21日改正）

### (2) 計画の目的等

- 本計画は、耐震改修促進法に基づき、建築物の耐震診断・耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性能の向上を図ることで今後予想される地震による被害を軽減し“**市民の生命と財産を守る**こと”を目的としています。
- 本計画の策定にあたっては、「**大分県耐震改修促進計画**」および「**日田市地域防災計画**」等との整合を図りながら、耐震化の現状および想定される地震の規模・被害予測などを踏まえて建築物の耐震化を促進するために必要な事項を定めることとします。

### (3) 計画の期間

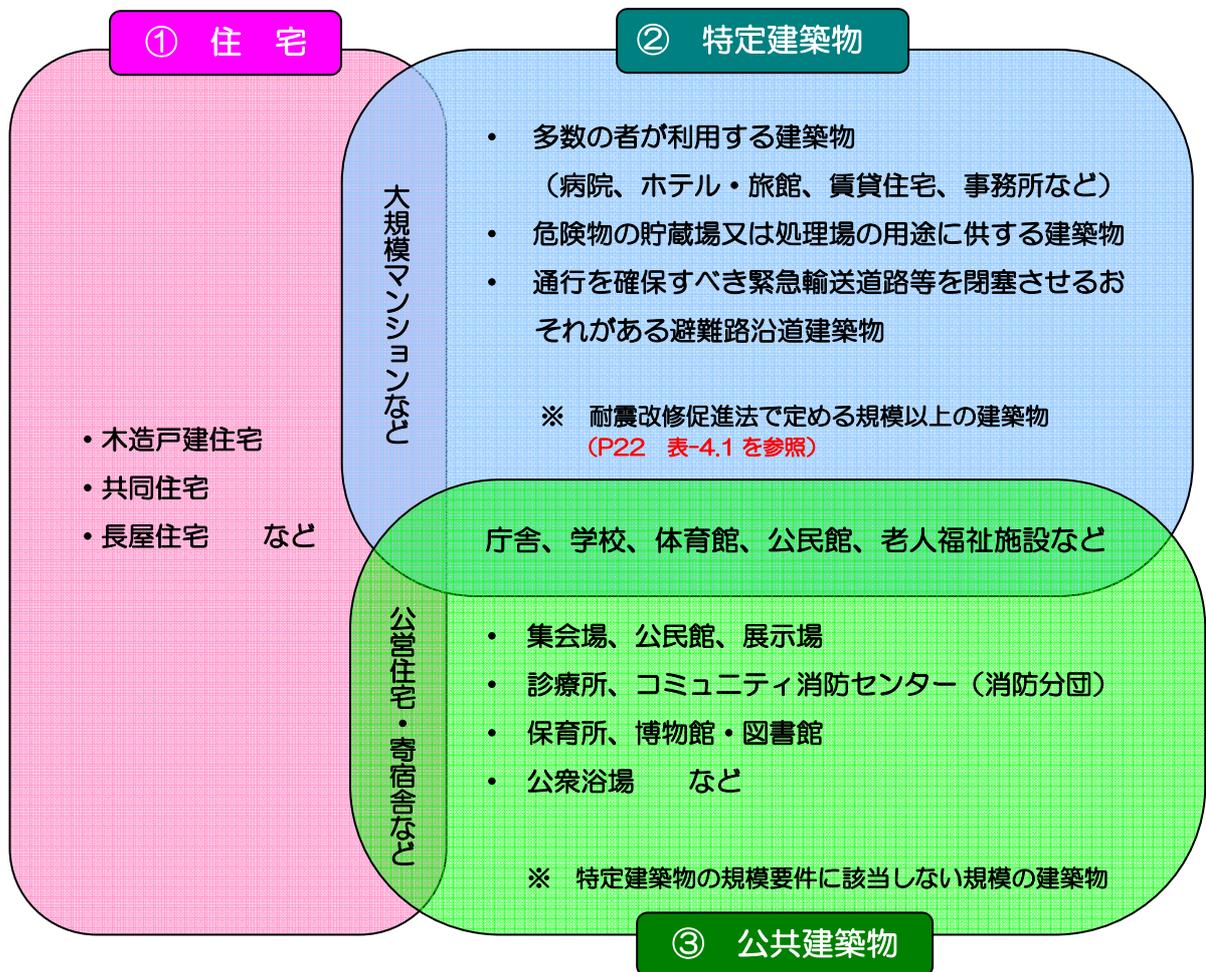
- 本計画（変更）の期間は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とします。また、社会経済状況の変化や関連計画の改定等に対応するために、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

#### (4) 本計画の対象とする建築物

- 本計画では、耐震化を図るべき建築物として以下の建築物を対象とし、昭和56年5月31日以前に着工した「旧耐震基準」の建築物の耐震化を重点的に促進するものとします。

- ① 住宅
- ② 特定建築物 (P22 表-4.1 を参照)
  - a) 多数の者が利用する建築物
  - b) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
  - c) 通行を確保すべき緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある避難路沿道建築物\*
- ③ 公共建築物
  - ・庁舎や学校など市が所有する建築物

※ 避難路沿道建築物・・・地震時の倒壊による道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物



※ 計画の対象となる建築物は、「住宅」、「特定建築物」、「公共建築物」に分類されますが、図に示すように、庁舎や学校、体育館等は規模が大きい場合は「特定建築物」と「公共建築物」の双方で対象となるなど、重複する建築物があります。

図-1 計画の対象となる建築物

# 第1章 日田市における地震の危険性

## (1) 過去に受けた地震被害

- 日田市が影響を受けた地震被害としては、平成28年4月の熊本地震が記憶に新しいところですが、この地震により市内でも震度5強の揺れが確認されました。
- 熊本地震以前では、過去の文献・資料等からみると、日向灘、大分県中部や西部を震源として市内で震度3～5程度の揺れが発生しています。“直下型地震”など「いつ」「どこで」発生するかわからない大地震に対する警戒は必要です。

表-1.1 日田市および周辺地域の主な地震被害

発生年	震源地名(通称)	マグニチュード*	日田市の震度*	被害状況
2016 (平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	5 強	熊本県益城町、西原村で震度 7、日田市で震度 5 強を観測。市内各地にかけ崩れによる全面通行止めや家屋の一部損壊などの被害が発生。
2009 (平成 21)	日田市 (大分県西部)	4.7	4	日田市、中津市で震度 4。中津市で住家 1 棟が一部破損の被害。日田市、中津市で道路に落石が発生。
2005 (平成 17)	福岡県西方沖	7.0	4	福岡市の一部等で震度 6 弱を観測。被害は死者 1、負傷者 1,087 などで大分が福岡県内に集中。
1975 (昭和 50)	湯布院町～庄内町 (大分県中部地震)	6.4	3	湯布院で震度 5 など。震源が浅く、被害は大分県中部の狭い範囲に集中した。
1968 (昭和 43)	愛媛県西方沖	6.6	4	愛媛県西部と大分県南東部で震度 5 を記録。日田市を含む九州地方の大部分で震度 4。日田市における家屋の被害なし
1968 (昭和 43)	日向灘 (1968 年日向灘地震)	7.5	4	宮崎県の沿岸部を中心に震度 5 を記録。県内では佐伯市で最大波高 1.3m。
1961 (昭和 36)	日向灘	7.0	4	宮崎県の沿岸部を中心に震度 5 を記録。被害は死者 2 名、負傷者 7 名が発生。
1947 (昭和 22)	日田市花月・国見山付近 (日田地方)	5.5	3	日田町・中川村・三芳村(いずれも現・日田市)で壁の亀裂・剥落、崖崩れ、道路破損、墓石転倒などの小被害があり、余震が数日続いた。
1928 (昭和 3)	前津江～中津江地区 境・曾家峠東付近 (大分県西部)	4.7	3	熊本県小国地方で小崖崩れ。
1925 (大正 14)	現・日田市内河野付近 (大分県西部)	4.4	4～5	震源が日田市街に近く、深度もごく浅かったことから、日田で震度 4～5 を記録。

(参考文献：「新編 日本被害地震総覧」・大分県耐震改修促進計画・日田市地域防災計画)

※ マグニチュード・・・地震の震源から送り出されるエネルギー量

※ 震 度・・・ある地点での地震による揺れ方の程度

(注…マグニチュードと震度は同じ意味ではありません。)

## (2) 影響が想定される地震

- 「南海トラフ」を震源とする地震（南海地震、東南海地震）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震です。過去の地震の規模は、南海地震でマグニチュード8.0～8.4、東南海地震でマグニチュード7.9～8.4、二つの地震が同時に発生した場合はマグニチュード7.9～8.6であったとされています。今後、南海トラフを領域として、マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率は80%程度とされています。
- 「万年山－崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2,100年～3,700年とされています。活動時の地震の規模は、マグニチュード7.3程度と推定されており、今後30年以内の地震発生確率は0.004%以下とされています。
- 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが現れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、「中央構造線断層帯（豊予海峡－湯布院区間）」「日出生断層帯」「万年山－崩平山断層帯」のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要があります。

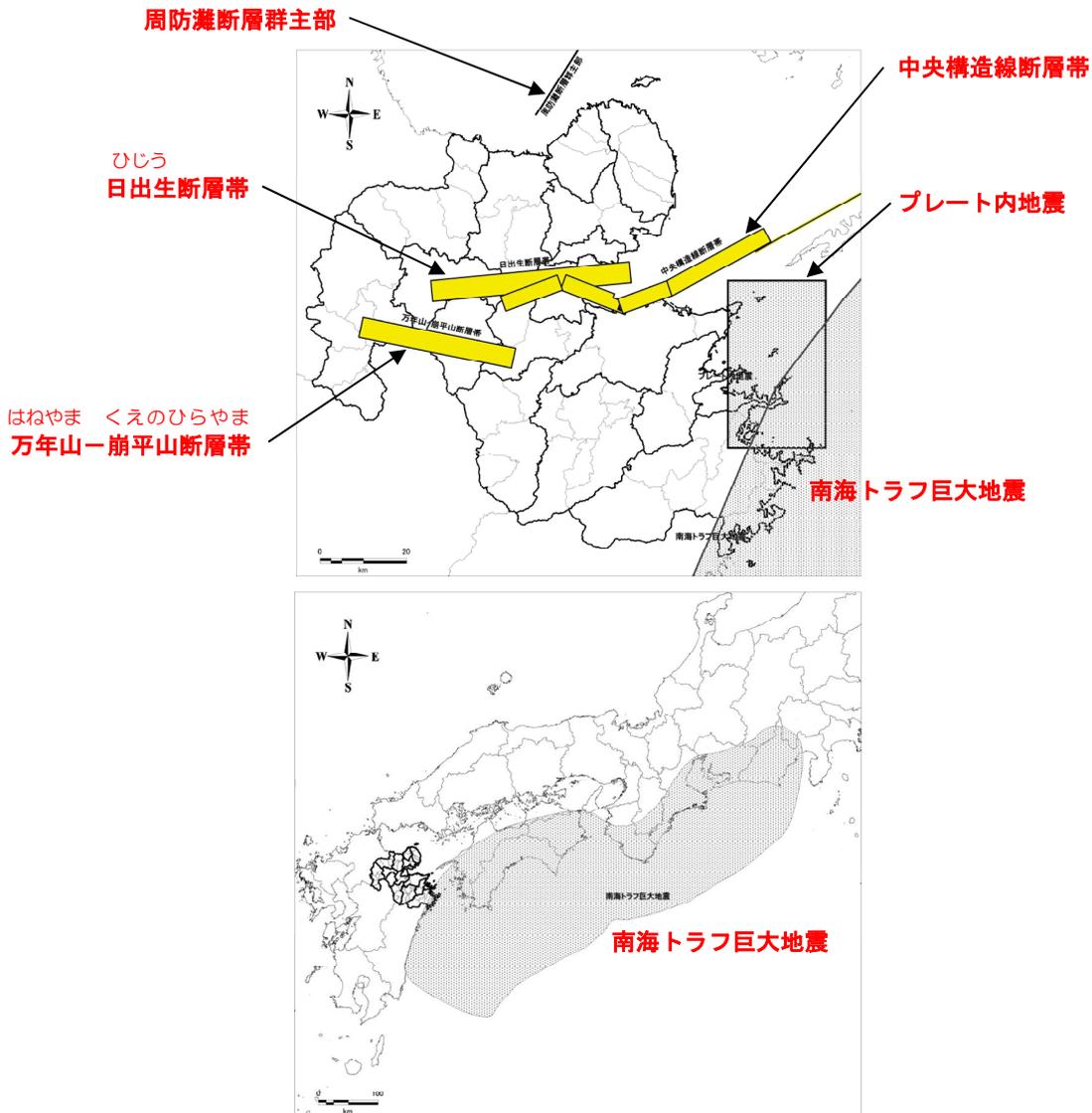


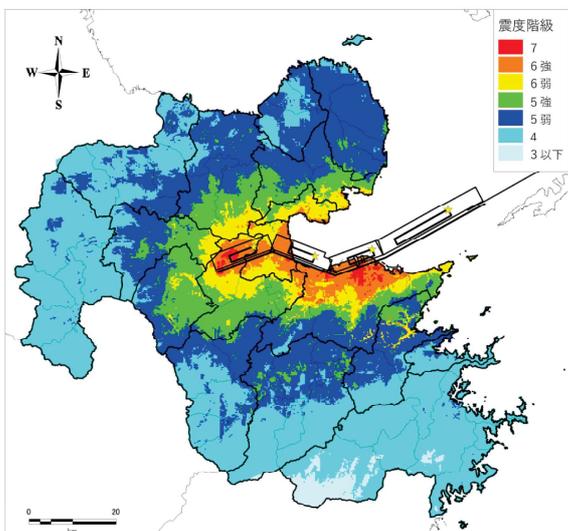
図-1.1 対象地震位置図（大分県地震被害想定調査（平成31年度公表版）より）

### (3) 地震による震度予測

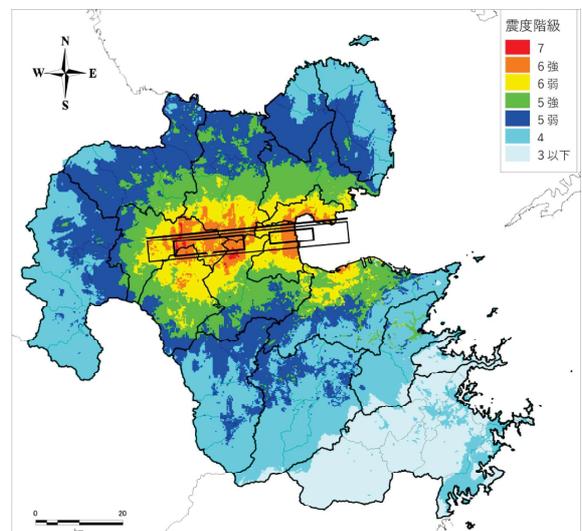
- 「万年山-崩平山断層帯」を震源とする地震の場合は最大震度6強、「南海トラフ」を震源とする地震の場合は最大震度5強、その他の地震も最大震度5弱～5強が予測されています。

表-1.2 市町村別最大深度一覧表【参考】(大分県地震被害想定調査(平成31年度公表版)より)

市町村名	中央構造線断層帯による地震	日出生断層帯による地震	万年山-崩平山断層帯による地震	南海トラフの巨大地震	周防灘断層群主部による地震	プレート内地震
大分市	7	6強	6弱	6強	5強	6強
別府市	7	7	5強	5強	5弱	6弱
中津市	5強	6強	5強	5弱	6弱	5強
日田市	5弱	5強	6強	5強	5弱	5強
佐伯市	5弱	4	4	6強	4	6強
臼杵市	6強	6弱	5弱	6弱	4	6弱
津久見市	5強	5弱	4	5強	4	6弱
竹田市	5強	5強	6弱	6弱	4	6弱
豊後高田市	5弱	5強	5弱	5弱	6強	5強
杵築市	6強	6強	5強	6弱	5強	6弱
宇佐市	6強	7	5強	5強	6弱	5強
豊後大野市	5強	5強	6弱	6強	5弱	6強
由布市	7	7	6強	5強	5弱	6弱
国東市	6弱	5強	4	5強	6弱	5強
姫島村	4	4	4	5弱	5強	5弱
口出町	6強	7	5弱	5強	5弱	6弱
九重町	6弱	7	7	5強	4	5強
玖珠町	6強	7	6強	5強	5弱	5強



中央構造線断層帯による地震



日出生断層帯による地震

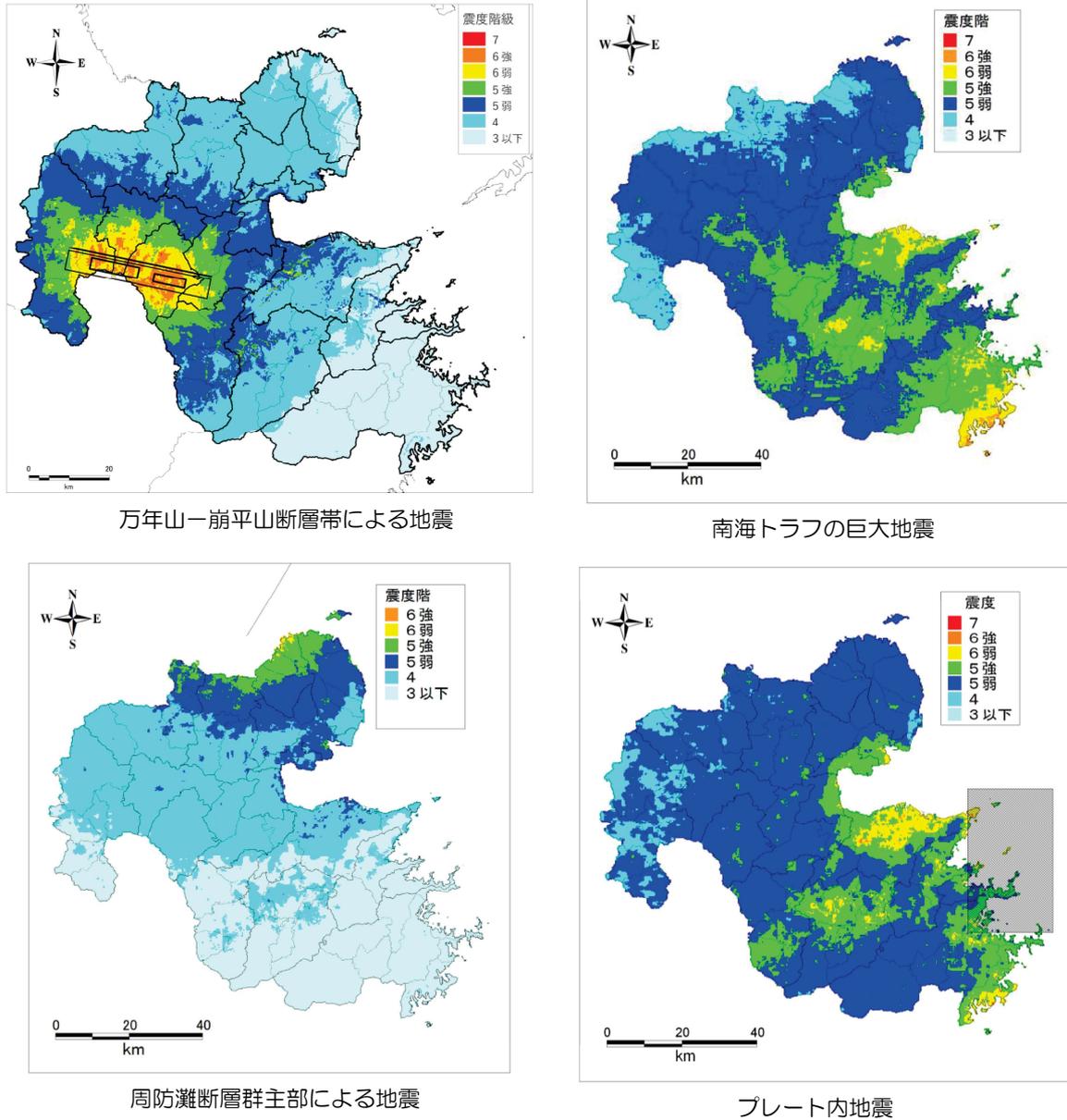


図-1.2 地表震度部分布（大分県地震被害想定調査（平成31年度公表版）より）

#### (4) 想定される被害の状況

- 「万年山一崩平山断層帯」による地震及び「南海トラフ」の巨大地震により、日田市において見込まれる建物被害は以下のとおりです。

表-1.3 建物被害想定（大分県地震被害想定調査（平成31年度公表版）より）

地震名	冬5時		夏12時		冬18時	
	全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊
万年山一崩平山断層帯による地震	642棟	1,047棟	643棟	1,047棟	646棟	1,047棟
南海トラフの巨大地震	13棟	79棟	13棟	79棟	13棟	79棟

表-1.4 各震度ごとの被害状況の目安

震度階	人 間	屋内の状況	建築物・屋外の状況
0	人は揺れを感じない。		
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	耐震性の低い木造住宅では、壁や柱が破壊するものがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	耐震性の低い木造住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	耐震性の低い木造住宅では、傾くものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり大きく破壊するものがある。



## 第2章 住宅・建築物の耐震化の目標

### (1) 耐震化の現状と目標

#### ① 住宅

- 令和5年住宅・土地統計調査（令和5年10月1日現在）に基づく推計では、本市の総住戸数は約24,680戸であり、そのうち約**82.3%**にあたる約20,304戸が耐震性を有すると推計されます。
- 木造住宅については、約19,070戸のうち約**78.3%**（約14,936戸）、非木造住宅については、約5,610戸のうち約**95.7%**（約5,368戸）が耐震性を有すると推計されます。

表-2.1 日田市における住宅の耐震化率（令和5年10月1日現在）

内容		戸建住宅	共同住宅等	合計
木造	合計戸数	16,270	2,800	19,070
	新基準戸数	9,790	2,270	12,060
	旧基準戸数	6,480	530	7,010
	適合戸数推定	※ 2,676	※ 200	※ 2,876
	適合戸数計	12,466	2,470	14,936
耐震化率	<b>76.6%</b>	<b>88.2%</b>	<b>78.3%</b>	
非木造	合計戸数	770	4,840	5,610
	新基準戸数	570	4,140	4,710
	旧基準戸数	200	700	900
	適合戸数推定	※ 136	※ 522	※ 658
	適合戸数計	706	4,662	5,368
耐震化率	<b>91.7%</b>	<b>96.3%</b>	<b>95.7%</b>	
合計戸数	合計戸数	17,040	7,640	24,680
	新基準戸数	10,360	6,410	16,770
	旧基準戸数	6,680	1,230	7,910
	適合戸数推定	※ 2,812	※ 722	※ 3,534
	適合戸数計	13,172	7,132	20,304
耐震化率	<b>77.3%</b>	<b>93.4%</b>	<b>82.3%</b>	

※旧基準戸数のうち適合戸数推定は、国の耐震化率の計測値（R5）より算出。

住宅の耐震化率の検証と今後の目標				
耐震化率の推移	平成19年	平成25年	平成30年	令和5年
	48.2%	66.0%	77.5%	82.3%
耐震化率の検証	令和7年度末までに92%（令和5年統計で90%）にする目標に対して、82.3%と未達成であり、耐震化を一層促進していく必要があります。			
今後の目標	令和5年で82.3%という状況を踏まえまして、12年度末までに92%（令和10年統計で90%）にすることを目標とします。			

② 特定建築物

a) 多数の者が利用する特定建築物

- 令和6年度末現在、多数の者が利用する特定建築物は合計で 221 棟であり、耐震化率は **88.2%**となっており、このうち、公共建築物の耐震化率は **99.0%**、民間建築物の耐震化率は **79.5%**となっています。

表-2.2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況（令和6年度末）

特定建築物の用途	全棟数 ①=②+③	S56年6月	S56年5月		耐震性を 有する ④	耐震性 不十分 (不明) ⑤	耐震性を 有する 建築物 ⑥=②+④	耐震化率 (%) ⑦=⑥/①×100
		1日以降の 建築棟数 ②	31日以前の 建築棟数 ③=④+⑤					
1 学校	48	36	12	12	0	48	100.0 %	
2 体育館	8	7	1	0	1	7	87.5 %	
3 病院、診療所	20	15	5	1	4	16	80.0 %	
4 劇場、観覧場等	4	4	0	0	0	4	100.0 %	
5 集会場等	3	2	1	1	0	3	100.0 %	
6 展示場	1	1	0	0	0	1	100.0 %	
7 共同住宅、寄宿舎等	62	52	10	8	2	60	96.8 %	
8 物品販売店舗等	2	1	1	0	1	1	50.0 %	
9 ホテル、旅館	19	8	11	0	11	8	42.1 %	
10 事務所	18	11	7	4	3	15	83.3 %	
11 老人福祉施設等	20	19	1	0	1	19	95.0 %	
12 幼稚園、保育所	8	8	0	0	0	8	100.0 %	
13 遊技場	1	1	0	0	0	1	100.0 %	
14 飲食店等	3	2	1	0	1	2	66.7 %	
15 その他	4	2	2	0	2	2	50.0 %	
小 公共建築物	99	78	21	20	1	98	99.0 %	
計 民間建築物	122	91	31	6	25	97	79.5 %	
<b>総 計</b>	<b>221</b>	<b>169</b>	<b>52</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>195</b>	<b>88.2 %</b>	

※ 多数の者が利用する特定建築物の規模は、P22「特定建築物の一覧表」を参照

特定建築物の耐震化率の検証と今後の目標				
	平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末
耐震化率の推移	64.5%	72.8%	84.4%	88.2%
	公共 74.6%	公共 83.8%	公共 98.0%	公共 99.0%
	民間 54.4%	民間 62.8%	民間 73.6%	民間 79.5%
耐震化率の検証	令和7年度末までに97%にする目標に対して、公共建築物については99.0%となっていますが、民間建築物については79.5%と目標達成が難しい状況であり、耐震化を一層促進していく必要があります。			
今後の目標	民間建築物の耐震化率について、令和6年度末で79.5%という状況を踏まえ、12年度末までに90%にすることを目標とします。			

b) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 本市には、地震による甚大な被害の発生が想定される危険物の貯蔵場・処理場に該当する建築物はありません。

c) 通行を確保すべき緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある避難路沿道建築物

- 避難路沿道建築物については、所有者等へ耐震診断及び耐震改修の情報提供を行うとともに、必要に応じて指導、助言等を行い、耐震化の促進を図ります。

※「緊急輸送道路」及び「避難路沿道建築物」の詳細は、第5章(1)地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項(P23~24)を参照。

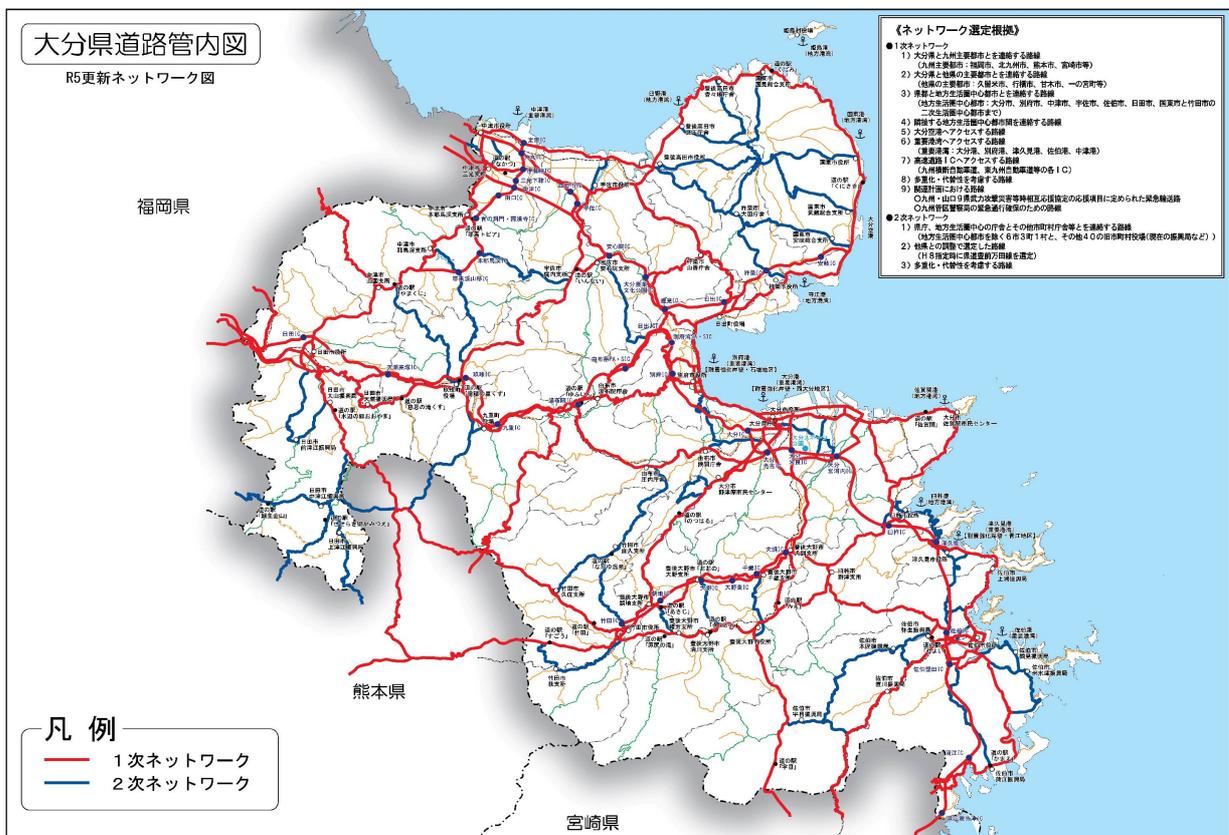


図-2.1 緊急輸送道路（大分県緊急輸送道路ネットワーク計画図（令和5年度改訂版）より）

## ③ 公共建築物

- 令和6年度末現在、市が所有する建築物は合計で296棟であり、耐震化率は96.6%となっています。

表-2.3 市が所有する公共建築物の耐震化の状況（令和6年度末）

公共建築物の用途	全棟数	S56年6月	S56年5月		耐震性を 有する	耐震性 不十分	耐震性を 有する 建築物	耐震化率 (%)
		1日以降の 建築棟数	31日以前の 建築棟数	④				
	①=②+③	②	③=④+⑤	④	⑤	⑥=②+④	⑦=⑥/①×100	
1 学校施設等	81	62	19	19	0	81	100.0 %	
2 運動施設等	25	23	2	0	2	23	92.0 %	
3 集会場、公民館等	48	37	11	7	4	44	91.7 %	
4 図書館、博物館等	8	6	2	2	0	8	100.0 %	
5 観光施設等	16	16	0	0	0	16	100.0 %	
6 共同住宅等	50	37	13	13	0	50	100.0 %	
7 福祉、医療施設等	15	14	1	0	1	14	93.3 %	
8 保育園、こども園等	5	3	2	0	2	3	60.0 %	
9 庁舎、消防施設等	14	11	3	3	0	14	100.0 %	
10 その他	34	30	4	3	1	33	97.1 %	
<b>総 計</b>	<b>296</b>	<b>239</b>	<b>57</b>	<b>47</b>	<b>10</b>	<b>286</b>	<b>96.6 %</b>	

※ 建築物の規模は、居室を有し、延べ面積が200㎡を超えるもの（用途廃止された建築物を除く）

公共建築物の耐震化率の検証と今後の目標				
耐震化率の推移	平成19年度末	平成25年度末	平成30年度末	令和6年度末
	63.8%	77.8%	93.5%	96.6%
耐震化率の検証	令和7年度末までに100%にする目標に対して、96.6%と未達成であり、耐震化を加速する必要があります。			
今後の目標	6年度末で96.6%という状況を踏まえまして、12年度末までに100%にすることを目標とします。			

## 第3章 建築物の耐震化を促進するための総合的な取り組み

### (1) 耐震化の促進に係る基本的な考え方

- 建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が安全対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。“自らの生命・財産は、自らが守る”「自助」が原則であり、このことを十分認識して耐震化を進めることが重要です。
- 市民や行政・関係団体がお互いに連携し、各々の役割分担に応じて耐震化に取り組むことが耐震改修促進には欠かせません。自治会や周辺住民と所有者等の協力体制「共助」の整備を図り、市民による地域の実態把握に努め、危険箇所の情報共有や自主防災組織活動の充実を図ります。
- 「日田市耐震改修促進計画」を策定し、“ふれあい宅配講座”等による啓発活動に努めます。
- 耐震化に必要な費用に対して、その負担を軽減するための支援事業「公助」の充実を図ります。

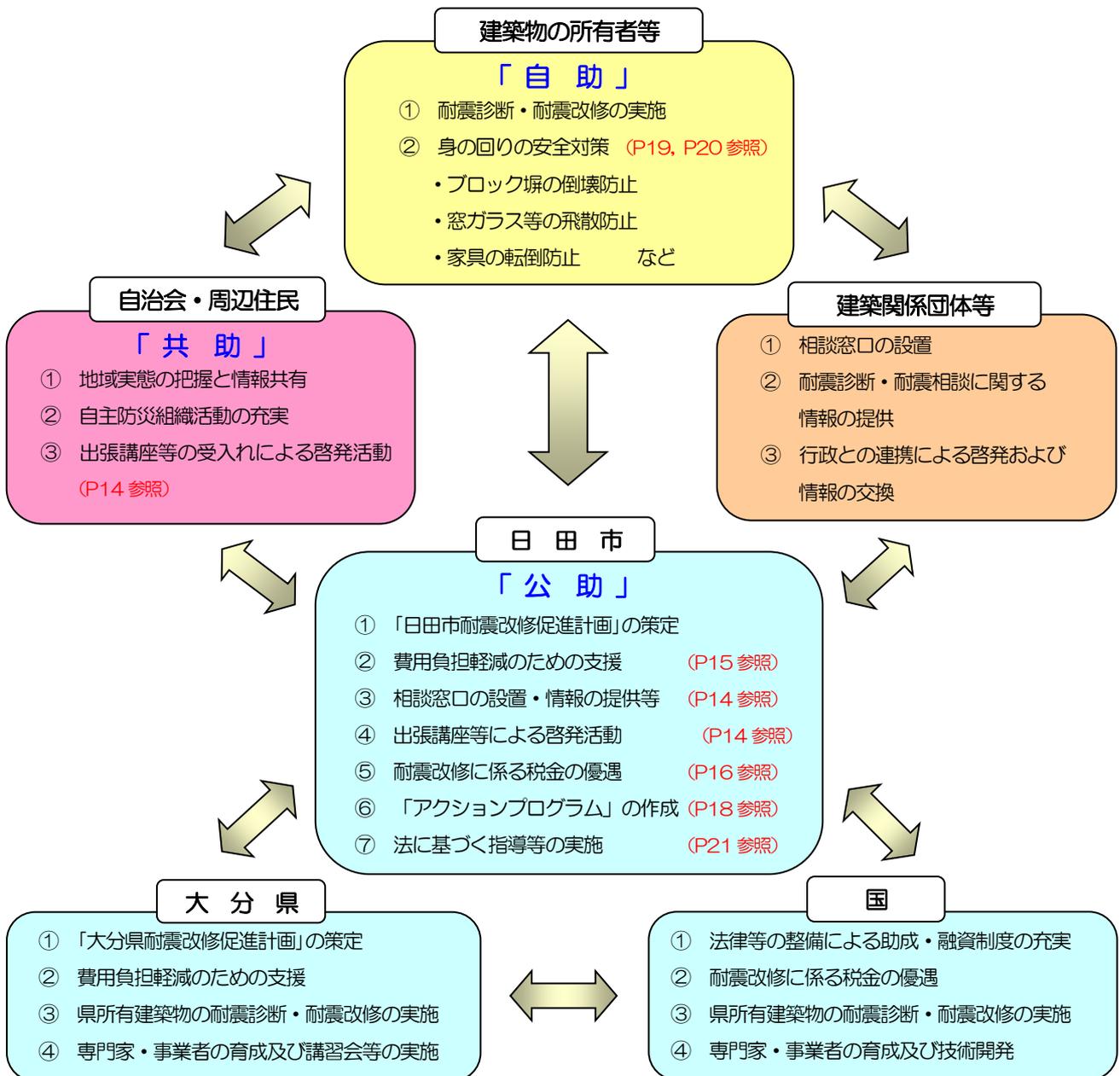


図-3.1 耐震改修促進の役割分担イメージ

## (2) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み

### ① 情報提供および周知手段の充実

- 国、県との連携を図り、適切で有効な情報の収集及び情報の発信に努めます。
- 公民館活動や団体集会等に市職員を派遣し、耐震化に関する“ふれあい宅配講座”を開講します。
- 市報や有線放送の活用および定期的な市ホームページの更新等、様々な広報手段を通じて継続的な情報提供に努めます。
- 耐震診断・耐震改修に関するパンフレット等を自治会に回覧・配布します。
- 建築物防災週間等の防災行事やイベント等の機会を活用して建築物の耐震診断・耐震改修の必要性についての啓発を図ります。（現地でパンフレット配布活動、耐震相談など）

### ② リフォームにあわせた耐震改修の推進

- 耐震改修は、単独でするよりもリフォーム工事にあわせて実施する方が工事費等のメリットがより大きいことから、相談窓口や市報を利用した情報提供を広く行います。
- 建築関係団体等との連携・情報交換により、建築主に対して耐震改修の啓発を行います。
- リフォームに関する質問、悪質リフォーム被害などに関する相談窓口を案内します。
- 庁内の関連部署との連携を図り、子育て支援やバリアフリー化等に対する住宅整備のための助成事業など、関連性の高い事業についての紹介を行います。

表-3.1 リフォーム支援事業の概要（令和7年度時点）

補助対象事業	リフォーム支援事業		
	三世帯同居支援型	子育て支援型	高齢者バリアフリー型
世帯要件	18歳未満の子どもがいる三世帯が暮らす世帯（予定含む）	所得合計が600万円未満で18歳未満の子どもがいる世帯	所得合計が350万円未満で65歳以上の高齢者がいる世帯
住宅要件	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、リフォーム工事と併せて「耐震改修工事」を行うこと	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、県が実施する「耐震アドバイザー派遣制度」※を利用すること ※「耐震アドバイザー派遣制度」はP16参照	
工事要件	玄関・トイレ・浴室・キッチンを増設又は改修する工事	子どものための改修工事（子ども部屋・浴室・トイレ等）	高齢者のための改修工事（寝室・浴室・トイレ等）
補助対象限度額	補助対象工事の10分の5 限度額75万円 （多子世帯は85万円）	補助対象工事の10分の2 限度額40万円 （多子世帯は50万円）	補助対象工事の10分の2 限度額30万円

【ご相談窓口、お申込み窓口】 市建築住宅課 指導審査係  
TEL 22-8226（直通）

リフォーム関連助成事業（令和7年度時点）

「木づかい促進事業」

日田材を使用した住宅の新築やリフォームに、日田材又は日田家具を支給。

【お問い合わせ】 市林業振興課 林業振興係  
TEL 22-8362(直通)

「在宅重度障がい者住宅改造助成事業」

住宅改造が必要な障がい者がいる住宅を、住みやすく整備するための費用の一部を助成。

【お問い合わせ】 市福祉支援課 障害福祉係  
TEL 22-8290(直通)

「在宅高齢者住宅改造助成事業」

住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者がいる住宅を、住みやすく整備するための費用の一部を助成。

【お問い合わせ】 市長寿福祉課 介護保険係  
TEL 22-8264(直通)

「介護保険住宅改修事業」

より安全な生活がおくれるように住宅を改修する場合、介護保険から改修費の一部を支給。

【お問い合わせ】 市長寿福祉課 介護保険係  
TEL 22-8264(直通)

(3) 耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み

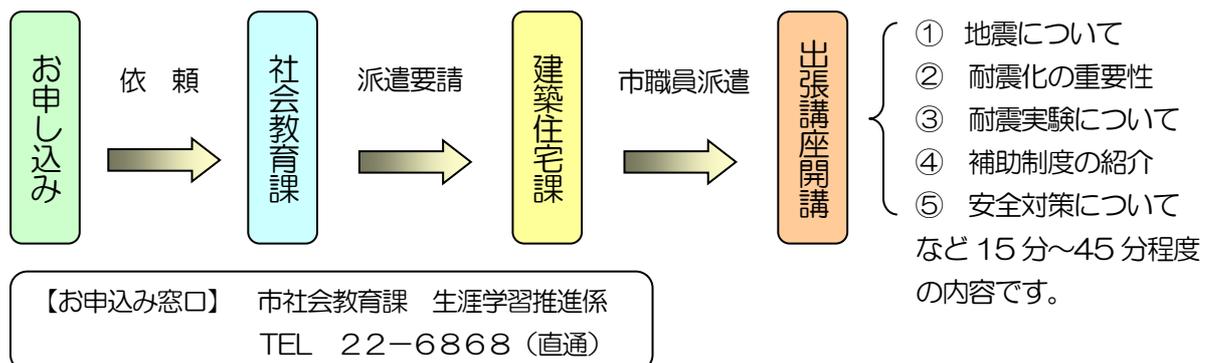
① 耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の設置

- 市に相談窓口を開設し、耐震診断や耐震改修に関する質問・疑問に応じるとともに必要な情報提供を行います。
  - ・ 耐震診断、耐震改修の概要の説明
  - ・ 補助制度、耐震アドバイザー派遣制度等の紹介
  - ・ 耐震診断技術者に関する情報提供
  - ・ 耐震改修に関する情報提供
  - ・ 悪質リフォーム詐欺等に関する情報を収集、啓発します。

【ご相談窓口】 市建築住宅課 指導審査係  
TEL 22-8226(直通)

② “ふれあい宅配講座”の開講

- 市が主催する“ふれあい宅配講座”に登録しており、各自治会活動や公民館活動および団体が主催するセミナーなどに市職員を派遣し、耐震診断・耐震改修や地震防災についての出張講座を開講します。



## (4) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

### ① 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断）

- 昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅の耐震診断に対する費用を一部補助する事業を行っております。

表-3.2 木造住宅耐震診断補助事業の概要（令和7年度時点）

補助対象事業	木造住宅耐震診断補助事業
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅 (店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用途に使用する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの対象)</li> <li>・ 地上階数が2以下</li> </ul>
対象地域	日田市全域
補助対象限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平屋建てで床面積が100㎡未満 : 限度額 96,000円</li> <li>・ 上記以外で床面積の合計が100㎡未満 : 限度額 115,000円</li> <li>・ 床面積の合計が100㎡以上で凶面がある場合 : 限度額 121,000円</li> <li>・ 床面積の合計が100㎡以上で凶面がない場合 : 限度額 140,000円</li> </ul>

### ② 木造住宅耐震化促進事業（耐震改修）

- 耐震診断により耐震性が低いと判定された木造一戸建て住宅の耐震改修に対する費用を一部補助する事業を行っております。
- 耐震改修費の補助を活用するためには、事前に耐震診断を受ける必要があります。

表-3.3 木造住宅耐震改修補助事業の概要（令和7年度時点）

補助対象事業	木造住宅耐震改修補助事業
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅 (店舗等の用途を兼ねるものについては、店舗等の用途に使用する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの対象)</li> <li>・ 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅（部分改修は0.7未満）</li> </ul>
対象地域	日田市全域
補助対象限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体耐震改修 : 工事費用の10分の10、限度額150万円</li> <li>・ 部分耐震改修 : 工事費用の3分の2、限度額60万円</li> <li>・ 耐震シェルター : 工事費用の3分の2、限度額30万円</li> </ul>

【ご相談窓口、お申込み窓口】 市建築住宅課 指導審査係  
TEL 22-8226（直通）

### ③ 耐震アドバイザー派遣

- 建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、耐震に関する相談などに応じて、必要な情報提供や助言を行います。

表-3.4 耐震アドバイザー派遣制度（令和7年度時点）

制度	耐震アドバイザー派遣制度
対象建築物	平成12年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅・木造アパート (旧耐震基準の分譲マンションも派遣対象)
費用	無料

【ご相談窓口、お申込み窓口】 一般社団法人 大分県建築士事務所協会  
 TEL 097-537-7600  
 市建築住宅課 指導審査係  
 TEL 22-8226 (直通)

### ④ 専門技術者の紹介

- 耐震診断・耐震改修について良心的な業務を行うことを誓約した設計者及び施工者を「おおいた住まい守り隊」として大分県のホームページで公開しています。

### ⑤ 住宅に係る耐震改修促進税制

- 耐震改修を行う必要のある住宅の所有者は、所得税の特別控除および固定資産税の減額措置を受けることができます。

表-3.5 耐震改修促進税制（令和7年度時点）

所得税	自らの居住の用に供する昭和56年5月31日以前に着工された住宅について、耐震改修工事（現行の耐震基準に適合していないものを適合させるための耐震改修であること）が行われた場合に、所得税から一定の額の控除が受けられます。
固定資産税	昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、耐震改修工事（現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であって、費用が50万円以上であること）が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税（1戸当たり120㎡相当分までに限る）の減額が受けられます。

【所得税に関するお問い合わせ】・・・日田税務署 個人課税部門 TEL 23-2138 (直通)  
 【固定資産税に関するお問い合わせ】・・・市税務課 資産税係 TEL 22-8206 (直通)

## ⑥ 高齢者向けのリバースモーゲージ型住宅ローン

- (独)住宅金融支援機構と提携する民間金融機関において、高齢者を対象とした住宅ローンとして、毎月の支払は利息のみとし、元金は利用者の死亡時に一括返済(担保物件の売却代金など)する方式の「リ・バース60」を展開しています。

### <制度のスキーム>

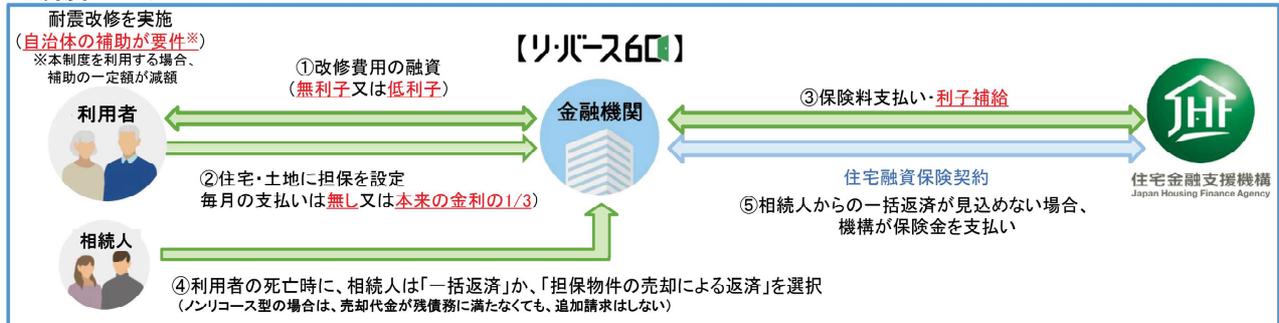


図-3.2 「リ・バース60」の概要(国土交通省の資料より)

【融資のお問い合わせ】 独立行政法人 住宅金融支援機構  
お客様コールセンター TEL 0120-9572-60  
ホームページ <http://www.jhf.go.jp/>

## ⑦ 地震保険の割引制度および地震保険料控除(確定申告)

- 民間保険会社の地震保険に加入すると、耐震性を有する住宅については地震保険料を割り引く制度が導入されています。また、一年を通して収めた地震保険料は、確定申告時に「所得から差し引かれる金額」として、所得控除の対象となっています。

## (5) 耐震化に向けての今後の具体的な取り組み

### ① 住宅における耐震化率の向上について

- 市内における耐震性が不十分な住宅の戸数は、令和5年住宅・土地統計調査（令和5年10月1日現在）にて4,711戸（19.1%）と推計されています。  
“市民の生命と財産を守る”ためには、この戸数をいかに減らすかが課題となります。
- この実情を市民の一人ひとりにお知らせするために、市報への掲載やパンフレットの作成・回覧および“ふれあい宅配講座”の活用依頼による啓発活動などを積極的に行います。
- 耐震診断・耐震改修の予算について、国・県と連携を図り、市民からの申し込み件数に対して十分な対応ができる体制づくりに努めます。
- 今後、この制度の問題点などを把握するため、耐震診断等の相談内容について、調査項目の検討・充実を図り、調査・研究に努めます。

### ② 特定建築物の耐震化率の向上について

- 多数の市民が集まる特定建築物および緊急輸送路沿いの特定建築物の耐震化率は、住宅に比べ比較的よいものの引続き定期報告等の制度を活用しながら啓発を行います。
- 必要に応じて助言・指導などを実施し、耐震化率の向上に努めます。

### ③ 公共建築物の耐震化率の向上について

- 公共の建築物は地震災害の際、防災活動の主要な施設や避難施設となることから、耐震化の必要性が極めて高い施設となっています。
- 公共の建築物を管理する市関係各課に耐震化の必要性をアピールし、計画的な耐震改修の立案を促していきます。

### ④ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

- 「日田市耐震改修促進計画」に基づき、住宅耐震化に係る取り組みを位置付ける「日田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を毎年度作成し、進捗状況の評価、改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進していきます。

### ⑤ 低コスト耐震改修工法の普及

- 耐震改修工事における費用を低減するため、低コスト工法（壁、床、天井を解体せずに補強できる工法等）の普及に県と連携して取り組みます。

### ⑥ 担い手の確保

- 地域に根づいた建築士・施工者が、建築物等の耐震化の「担い手」として活躍できる環境を県と連携して整備します。

## (6) その他の安全対策に関する取り組み

### ① ブロック塀の安全対策

- 地震によるブロック塀の倒壊は、死傷者がでるおそれがあるばかりでなく、避難・救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。過去の地震被害から見ても、ブロックの耐震性の向上は安全対策上重要なポイントです。
- 建築物防災週間等の防災行事を通じて、ブロック塀倒壊の危険性を示したパンフレット等を配布し、建築物等の所有者に対しての啓発活動を実施します。
- 平成30年6月に発生した大阪府北部地震の被害を受け、市内の避難路沿道等に面している危険なブロック塀等の撤去を進めるため、その除却に要する費用の一部補助を行っています。
- ※ 避難路沿道等とは通学路（各小学校が通学路として認めている道路）

表-3.6 危険ブロック塀等除却補助事業の概要（令和7年度時点）

補助対象事業	危険ブロック塀等除却補助事業
対象となるブロック塀等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路に面していること（各小学校が通学路として認めている道路）</li> <li>・ 高さが1メートル以上あるもの</li> <li>・ 著しいひび割れや傾きがあり、危険な状態であるもの</li> </ul>
補助対象限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除却に要する費用の2分の1、限度額 10万円</li> </ul>

【ご相談窓口、お申込み窓口】 市建築住宅課 指導審査係  
TEL 22-8226（直通）

### ② 窓ガラス等の落下事故防止対策

- 福岡県西方沖地震ではオフィスビルの窓ガラスが屋外に飛散し、大きな被害を招きました。
- 外壁タイルや大空間の吊天井、屋外広告板等の落下による被害も発生しており、建築物の所有者に対して危険性の周知を図るとともに、必要な対策を講じるよう指導していきます。
- 定期的に調査を行うことで、危険箇所の発見や確認に努めます。
- 市は必要に応じて改善指導や日頃の管理についての啓発を行います。

### ③ エレベーターの閉じこめ防止対策

- 地震によるエレベーターの緊急停止で長時間、人が閉じこめられる事態が発生しています。
- 地震時の閉じこめ被害を最小限にとどめて早期復旧を図り、乗客の不安や混乱を避けるために
  - ・ 旧基準により設置されている既存エレベーターに対する改善指導
  - ・ 建物管理者、保守点検業者や関連部局との協力・連携体制の整備
  - ・ 地震時の運行方法や閉じ込められた場合の対処方法の周知
 などについて建物管理者や利用者への周知を図っていきます。

#### ④ 家具の転倒防止対策

- 地震発生時に最初に転倒してくるのは“家具”です。
- 転倒した家具は、人的被害を受けるだけではなく避難経路をふさいでしまい、避難や救助を行う上で最大の障害にもなります。
- 家具の転倒防止対策を市報や“ふれあい宅配講座”等で周知し、効果的な家具の固定方法の普及に努めます。

#### ⑤ 豆田町の伝統的建造物の耐震化対策

- 豆田町の歴史的な集落や町並みの保存を図るために、国から「重要伝統的建造物群保存区」の指定を受けました。
- 伝統的手法で建築された建築物については、耐震診断や耐震改修の方法が十分に確立されていないため、有効な手段が開発されしだい、手法の普及、啓発活動、支援・助成体制を整えます。

#### ⑥ 高齢者世帯への対応について

- 日田市の高齢化率※は、令和5年10月の時点で37.2%と、大分県平均（34.2%）や全国平均（29.1%）と比較して高い状況にあります。
- 耐震改修が必要とされる住宅の多くは、高齢者が所有する住宅と推察されていますが、耐震改修をするための資金不足や耐震化についての情報不足など、高齢者にとって不安を感じる点が多いことから、高齢者を対象とした説明会や啓発活動・支援体制作りに努めます。

※ 高齢化率・・・総人口に占める65歳以上の高齢者の割合

## 第4章 耐震化を促進するための指導や命令等

### (1) 耐震改修促進法による指導等の実施

#### ① 指示対象建築物の所有者に対する指導等の実施

- 耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物について、本市はその所有者等に対し、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。
- 指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等にて公表します。

#### ② 指導・助言対象建築物の所有者等に対する指導等の実施

- 耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）について、本市はその所有者に対し、同法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

### (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- 耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示等を行ったにもかかわらず、当該所有者等が必要な対策をとらなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

※ 特定建築物の一覧表

表-4.1 特定建築物の一覧表

分類	特定建築物の用途		特定建築物の規模				
			指導・助言対象 (法第14条)	指示対象 (法第15条)	耐震診断義務付け対象 (附則第3条)		
a) 多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数が2以上 かつ1,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数が2以上 かつ1,500m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数が2以上 かつ3,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む		
		上記以外の学校	階数が3以上 かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	—	—		
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数が1以上 かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数が1以上 かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数が1以上 かつ5,000m <sup>2</sup> 以上		
		ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数が3以上 かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数が3以上 かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数が3以上 かつ5,000m <sup>2</sup> 以上		
		病院、診療所					
		劇場、観覧場、映画館、演芸場					
		集会場、公会堂					
		展示場					
		卸売市場				—	—
		百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗				階数が3以上 かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数が3以上 かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
		ホテル、旅館				—	—
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				—	—
		事務所				—	—
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数が2以上 かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数が2以上 かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数が2以上 かつ5,000m <sup>2</sup> 以上		
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	—	—	—		
		幼稚園、保育所	階数が2以上 かつ500m <sup>2</sup> 以上	階数が2以上 かつ750m <sup>2</sup> 以上	階数が2以上 かつ1,500m <sup>2</sup> 以上		
		博物館、美術館、図書館	階数が3以上 かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数が3以上 かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数が3以上 かつ5,000m <sup>2</sup> 以上		
		遊技場					
		公衆浴場					
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
		工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）				—	—
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数が3以上 かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数が3以上 かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
		保健所、税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物					
		b) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m <sup>2</sup> 以上
	c) 避難路沿道建築物	大分県及び本市の耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	大分県及び本市の耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）			

## 第5章 その他耐震化の促進に必要な事項

### (1) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

- 災害時における交通手段の確保は、救助・救急・医療活動の迅速化、被害の拡大防止、緊急物資の供給等の応急対策に係る重要な課題です。地震直後の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性を確保するとともに、沿道建築物の倒壊等による通行阻害を抑制することが重要となります。
- このことから県は、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく道路（建築物が地震によって倒壊した場合に、市町村の区域を超える円滑な避難を困難とすることを防止するために、その沿道の建築物の耐震化の促進を図るべき道路）を県が定める「緊急輸送道路」としています。
- 避難路沿道建築物については、所有者等へ耐震診断及び耐震改修の情報提供を行うとともに、必要に応じて指導、助言等を行い、耐震化の促進を図ります。



図-5.1 緊急輸送道路（大分県緊急輸送道路ネットワーク計画図（令和5年度改訂版）より）

避難路沿道建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工した「旧耐震基準」の建築物で、緊急輸送道路を半分以上塞ぐ可能性のあるもの

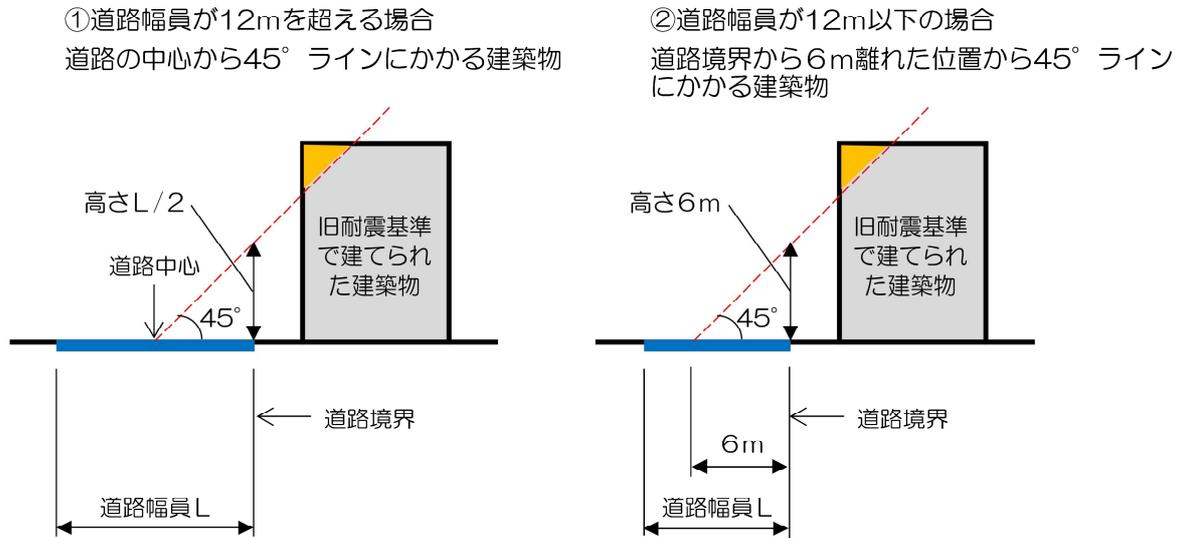


図-5.2 避難路沿道建築物

## (2) その他、耐震化を促進するための事項

- 県や(社)大分県建築士会日田支部、(社)大分県建築設計事務所協会日田支部、(社)大分県建設業協会日田支部、大分県建築物総合防災推進協議会等の関係機関や関係団体との情報交換や連携を図り、建築物の耐震診断や耐震改修の手法や技術、支援策等の普及を図り、耐震化を促進します。
- 市指定避難施設を含む市有建築物は地域防災拠点等として重要な役割を担うことから、施設を管理している庁内の各部局と連携を図りつつ、計画的に耐震化を促進していきます。

## 第6章 旧耐震基準建築物のリスク

### (1) 建築物の耐震基準

- 昭和56年5月31日以前の「旧耐震基準」で建てられた建築物は、震度5強程度の中規模の地震でほとんど損傷しないことを検証しているのに対し、昭和56年6月1日以降の「新耐震基準」で建てられた建築物は、震度6強から7程度の地震でも倒壊しないことを検証しています。

表-6.1 旧耐震基準と新耐震基準の違い

	旧耐震基準 (昭和56年5月以前の耐震基準)	新耐震基準 (昭和56年6月以降の耐震基準)
中規模地震 (震度5強程度)	部材の各部分が ほとんど損傷しないこと	部材の各部分が ほとんど損傷しないこと
大規模地震 (震度6強～7程度)	規定なし (予測不可)	倒壊・崩壊しないこと (損傷は許容)

### (2) 住宅の耐震化をしていない場合のリスク

- 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数の約9割の方は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。このうち「旧耐震基準」で建てられた建築物が大きな被害を受けています。また、平成28年4月の熊本地震においても「旧耐震基準」で建てられた木造建築物で大きな被害が生じています。
- こうした地震の被害状況からもわかるとおり、「旧耐震基準」の建築物では、耐震化への取り組みが大変重要です。まずは耐震診断を行って建築物の耐震性がどの程度なのかを知り、その結果に応じて耐震改修等を行う必要があります。

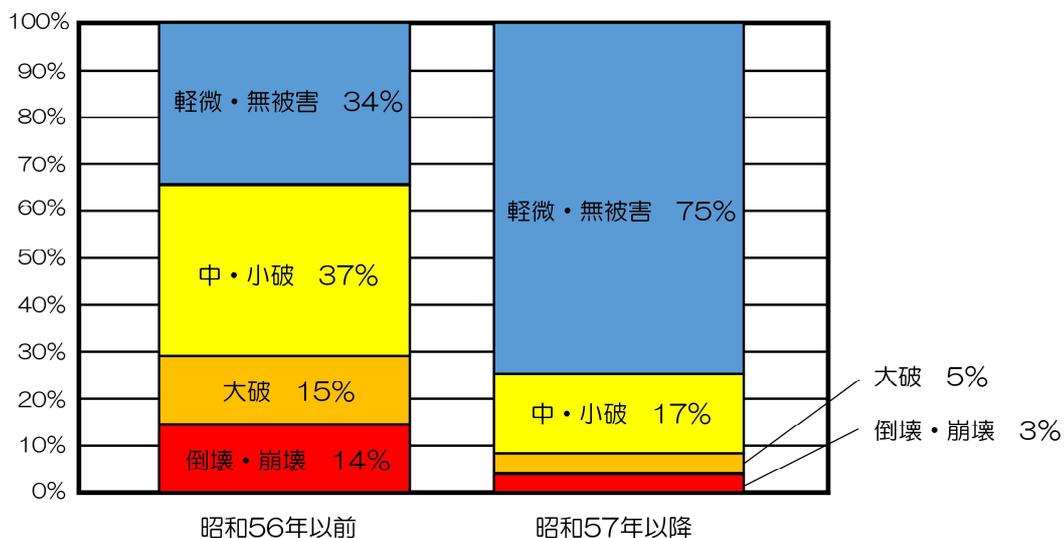


図-6.1 阪神・淡路大震災における建築年別被害状況（建築物）  
（阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書より）

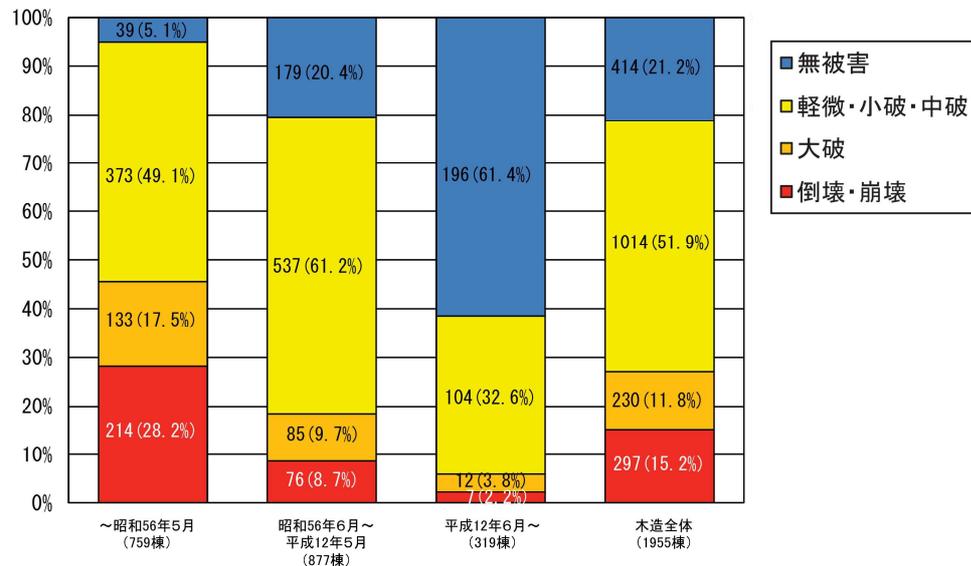


図-6.1 熊本地震における木造の建築時期別被害状況  
(熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書より)

- 住宅が全壊被害を受けた場合、修繕や建て替えにかかる費用は大きなものとなります。公的な支援金や善意による義援金だけでは、住宅・生活再建には十分な金額とはいえません。平成23年3月の東日本大震災で全壊被害に遭った住宅の新築費用は、平均して約2,500万円で、それに対して公的支援として受給できるのは、善意による義援金をあわせても約400万円にとどまりました。

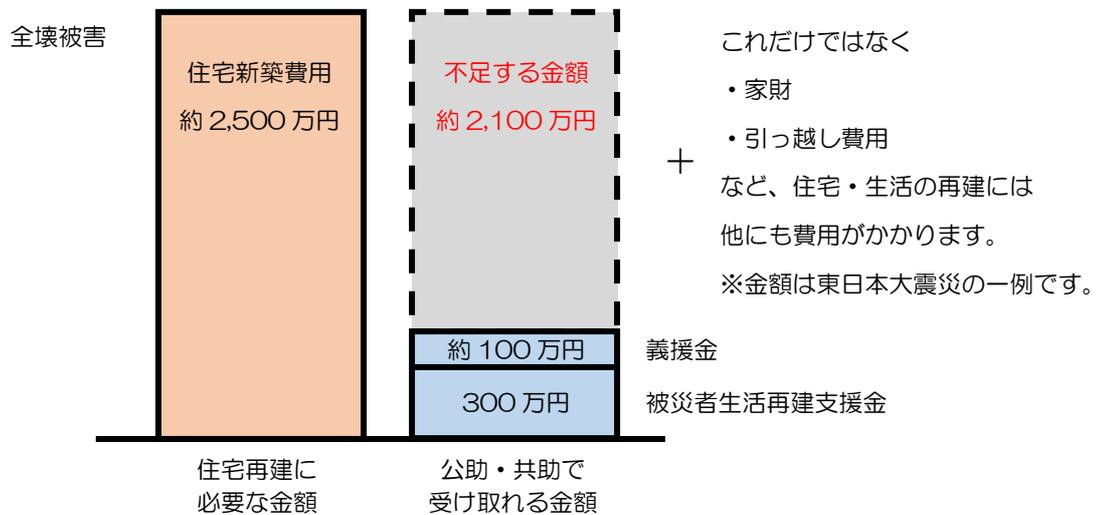


図-6.2 東日本大震災における住宅再建費用の一例 (内閣府防災情報のページより)

### (3) 耐震改修工事の効果

- 耐震改修工事を行うことで、極めて稀に発生する大地震（震度6強相当）に対して「倒壊しない」レベルまで耐震性を引き上げることができますので、生命と財産等を守ることができます。また、地震時の修繕費用も抑えることができます。
- 本市では、市民の生命、財産等を守るため、及び建物倒壊によって避難や救援・救助活動の妨げにならないようにするため、旧耐震建築物の所有者等に耐震改修の必要性を周知・啓発し、補助金を活用した耐震改修を働きかけていきます。

## 日田市耐震改修促進計画

策定 平成 20 年 3 月

改定 平成 27 年 3 月

改定 平成 30 年 3 月

改定 令和 2 年 10 月

改定 令和 7 年 3 月

編集／発行 日田市 土木建築部 建築住宅課  
〒877-8601

大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号

TEL 0973-22-8226

FAX 0973-22-8247

e-mail jutaku@city.hita.lg.jp